

別表

イ 厚生給付事業

| 給付の種類 | 条 件 | 給 付 額 及 び 支 給 基 準 | 提 出 書 類 |
|---------------|--|--|------------|
| 結 婚 祝 金 | 会員が結婚したとき。 | 50,000円 (結婚祝金の受給資格発生の日は、婚姻届出の日とする。) | 結婚祝金請求書 |
| 入 学 , 卒 業 祝 金 | 会員の子が小学校, 中学校, 高等学校等に入学したとき, 及び中学校を卒業したとき。 | 小学校に入学したとき 1人につき 10,000円 中学校に入学したとき 1人につき 10,000円 中学校を卒業したとき 1人につき 10,000円 高等学校等に入学したとき 1人につき 10,000円 (ただし, 高等学校等の入学は, 1回限りとする。) | 入学・卒業祝金請求書 |
| 銀 婚 祝 金 | 会員が結婚後25年に達したとき。ただし, 会員が退職又は退会時に満58歳以上で銀婚に達しないときは銀婚に達したものとみなす。 | 20,000円 (ただし書は, 事由発生日が退職又は退会後になる場合で, 退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当とする。) | 銀婚祝金請求書 |
| 慰 労 給 付 金 | 会員の配偶者の死亡等で再婚することなく, 結婚後25年に達したとき。ただし, 会員が退職又は退会時に満58歳以上で25年に達しないときは25年に達したものとみなす。 | 20,000円 (ただし書は, 事由発生日が退職又は退会後になる場合で, 退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当とする。) | 慰労給付金請求書 |
| リフレッシュ給付金 | 会員が右の年齢に達したとき。 | 30歳に達したとき 30,000円 40歳に達したとき 30,000円 50歳に達したとき 30,000円 60歳に達したとき 30,000円 誕生日の属する月の翌月に自動給付する。 | 自動給付 |

(別表イ 厚生給付事業)

| | | | |
|------------------|---|--|---------------------|
| <p>単身会員特別給付金</p> | <p>会員が結婚することなく、満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職（死亡退職を含む。）若しくは退会（転出）したとき。ただし、この給付金を支給後に結婚した場合には、結婚祝金を支給しない。</p> | <p>会員期間1年につき 8,000円 期間の算定は、会員になった日から満50歳に達した日までとする。ただし、50歳未満で退職又は退会した場合は、会員となった日から退職又は退会した日までとする。 （当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> | <p>単身会員特別給付金請求書</p> |
| <p>退会餞別金</p> | <p>会員が退職（死亡退職を含む。）したとき（退職した日の翌日から引き続き運営規則第3条第2項各号に定める組合員等となり、会員として継続する場合を除く。）。又は他の共済組合の組合員となったとき（継続会員は除く。）。</p> | <p>在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 （在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> | <p>退会餞別金請求書</p> |